

令和5年第12回筑西市教育委員会定例会会議録

招集日時	令和5年12月21日(木) 午後2時00分 (開会:午後2時00分 ~ 閉会:午後2時18分)
場 所	筑西市丙360番地 本庁舎3階 筑西市教育委員会302会議室
出席者	教育長:小室高志、教育長職務代理者:塚本真実、教育委員:草間武、教育委員:山口雅敏、教育委員:岡野陽子
欠席者	なし
傍聴者	なし
委員以外の出席者	教育部長:鈴木敦史、次長:島村信之、次長:池田いずみ、学務課長:根本薫、指導課長:木村成雄、 学校給食課長:濱野訓枝、地域交流センター長:海老澤敦司 学務課学校総務係課長補佐:木村拓夫、学務課学校総務係主任:根本知尋
議 案	<p>議案第44号 筑西市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第45号 筑西市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第46号 筑西市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第47号 筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する 条例施行規則の制定について</p>
議事の概要	<p>教 育 長: ただ今より、令和5年第12回筑西市教育委員会定例会を開会します。</p> <p>2. 報告事項に入ります。(1) 令和5年第4回筑西市議会定例会について、事前にお送りした資料の中で、気になる点やご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>よろしいでしょうか。それでは3. 議事に入ります。議案第44号「筑西市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。</p> <p>学 務 課 長: 議案第44号「筑西市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。</p> <p>例規制定改廃の理由・目的等ですが、今年の10月から市長部局及び教育委員会において会計事務の一部に電子決裁の制度が導入されました。電子決裁の運用開始に伴い、教育委員会の所掌に係る予算執行伺に関する決裁区分等について変更が生じるため、本規則の改正を行うものとなります。</p> <p>また、今回の改正において、別表第1第2項の表として「起案書による決定」の表を追加しています。こち</p>

らの表に記載がある事項については、別途、起案書にて支出等の事由の記載が必要となります。その他の改正内容につきましては、電子決裁導入による決裁区分等の整理によるものとなります。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、議案第 44 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 44 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 44 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 45 号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

学校給食課長： 議案第 45 号「筑西市立学校等給食費取扱規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。
例規制定改廃の理由・目的等ですが、令和 5 年第 4 回市議会臨時会において、「学校給食費に係る保護者負担を無償とすること」が議決されたことに伴い、給食費の無償化に関する事項を追加する必要があるため、本規則の改正を行うものです。
改正内容についてですが、附則の「給食費の特例」に、第 4 項として、児童又は生徒の保護者の負担の軽減を図るための規定を追加します。また、施行期日は令和 6 年 1 月 1 日とし、経過措置を追加しています。
説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、議案第 45 号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。
よろしいでしょうか。それでは、議案第 45 号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第 45 号について、原案どおり可決いたします。
続きまして、議案第 46 号「筑西市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」、説明をお願いします。

地域交流センター長： 議案第 46 号「筑西市教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則について」、ご説明します。
例規制定改廃の理由・目的等ですが、7 月 20 日の教育委員会定例会において「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例（案）」が承認され、令和 5 年第 3 回市議会定例会

において、同条例が議決となりました。これにより、同条例が令和6年4月1日に施行されることに伴い、教育委員会への委任事務のうち、教育財産でない公の施設に関する事務に、コミュニティセンターを追加する必要があるため本規則の改正を行うものとなります。

主な改正内容としましては、第2条第1項第9号中に「筑西市伊讚コミュニティセンター」から「筑西市古里コミュニティセンター」までの14施設が加わることとなります。

説明は以上です。どうぞよろしく申し上げます。

教 育 長： ただいま、議案第46号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。それでは、議案第46号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第46号について、原案どおり可決いたします。続きまして、議案第47号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例施行規則の制定について」、説明をお願いします。

地域交流センター長： 議案第47号「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例施行規則の制定について」、ご説明します。

例規制定改廃の理由・目的等ですが、この件につきましても、7月20日の教育委員会定例会において「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例（案）」が承認され、令和5年第3回市議会定例会において、同条例が議決されたことに伴い、「公民館」が「コミュニティセンター」へ移行されることになり、現行の「筑西市公民館条例施行規則」を廃止し、新たに「筑西市コミュニティセンターの設置及び管理並びに地域集会施設との連携に関する条例施行規則」として制定するものです。

主な改正内容ですが、現行の公民館条例施行規則と比較して、第1条では、根拠条例の制定・廃止に伴い文言の修正を行います。第2条では、公民館から公の施設に移行されることに伴い、施設の運営方針を明確にするため、新たに規定しています。第3条では、コミュニティセンターの事業を規定しており、第1号では、これまでの社会教育法に基づく事業、つまり公民館事業を行うこと、第2号では、各団体の育成に関すること、第3号では、地域集会施設との連携に関すること、第4号ではその他センターの運営方針の達成のための事業を行うこと、としています。第6条では、これまでの公民館運営審議会に代わり、地域コミュニティセンター運営委員会を設置するため、文言の改正を行っております。また、第24条では、今回の公民館運営方法の見直

しの核とも言える「地域集会施設との連携」の方法について規定しています。

続いて附則についてですが、施行期日について令和6年4月1日とすること、これまでの「筑西市公民館条例施行規則」及び「筑西市立協和転作促進研修センター条例施行規則」を廃止すること、また、経過措置として、みなし規程や当面の間の現行様式の継続使用について、を規定しています。

最後に、様式についてですが、コミュニティセンター化に伴う一部使用制限が緩和されることから、「営利行為の有無」や「宣伝等の有無」、「飲食の有無」を確認できるよう様式を改めています。その他、「公民館」から「コミュニティセンター」移行されることに伴う名称等文言修正となります。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長： ただいま、議案第47号についてご説明いただきましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

岡 野 委 員： 施設の表記は「コミュニ“ティー”センター」ではなく、「コミュニ“ティ”センター」で良いのか。

地域交流センター長： 今回、公民館から移行する施設については「コミュニ“ティ”センター」となります。看板の書換えについても、こちらの文言で対応します。

草 間 委 員： 公民館がコミュニティセンターへ移行するが、社会教育法が変わったのか？

地域交流センター長： 社会教育法は変わっていません。コミュニティセンターに移行することで、今まで公民館で行ってきた事業を行いつつ、地域の集会施設としての利用など、より地域の方が利用しやすくなるよう変更させていただくものとなります。公民館としての運用の際には、飲食や販売行為等についても制限がありましたが、コミュニティセンターとなることで、そういった活動についても緩和されるものとなります。

塚 本 委 員： 先ほど看板の書換えの話がありましたが、全ての施設が対象となっているのですか？

地域交流センター長： 対象となる施設については全てとなり、48カ所対応する予定です。先日の12月市議会において、コミュニティセンターへの準備費用としての補正予算の承認を受け、年度内には看板の書換えも完了する見込みとなります。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、議案第47号について、賛成の方は挙手をお願いします。

各 委 員： 【挙手全員】

教 育 長： 挙手全員であります。よって議案第47号について、原案どおり可決いたします。

協 議

続きまして、4. 協議に入ります。(1) その他協議事項について、委員のみなさんから協議したい事項について、なにかございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

以上をもちまして、令和5年第12回筑西市教育委員会定例会を閉会します。